

(簡易湯沸設備)

第 8 条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 6 号及び第 10 号から第 14 号まで、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

(点検及び整備の要領等)

第 13 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第 12 条第 1 項第 9 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を 2 年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防組合火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有するもの

イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2～3（略）

【解釈及び運用】

本条は、一般的に瞬間湯沸器と称せられるものを主とする湯沸設備についての規定である。

本条及び次条の湯沸設備は、貯湯部が大気開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいう。（図 8－1 参照）

なお、簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分は次のとおりとする。

簡易湯沸設備（条例第 8 条）	入力が 12 キロワット以下の湯沸設備
給湯湯沸設備（条例第 9 条）	入力が 12 キロワットを超える湯沸設備

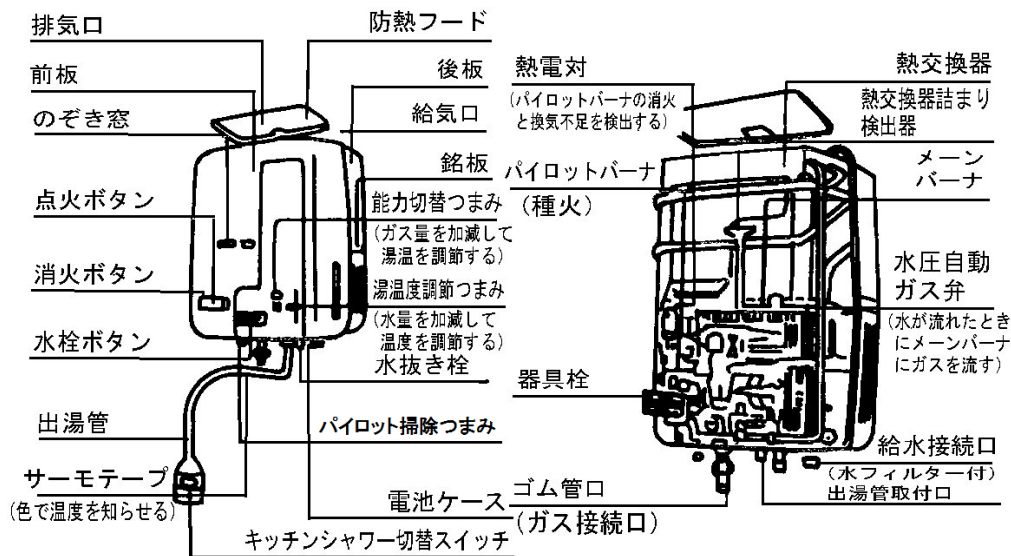


図 8－1 簡易湯沸設備の構造と各部の名称

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

1 離隔距離

簡易湯沸設備の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表 8－1 によること。
ただし、簡易湯沸設備が、（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、当該設備等に貼付されているいずれかの協会名の認証ラベルに記載の離隔距離として差し支えない。（図 8－2、3 参照）



図 8－2 認証ラベルの例

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
15 以上	4.5 以上	4.5 以上	1 以上
一般財団法人日本ガス機器検査協会			

図 8－3 適合品の離隔距離例

表 8 - 1 (条例別表第3抜粋)

種 類							離 隔 距 離（単位センチメートル）					
							入力	上方	側方	前方	後方	
簡 易 湯 沸 設 備	気 体 燃 料	不 燃	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	7ｷﾜｯﾄ以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付 ける場合	7ｷﾜｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬 間 型	フードを付 けない場合	12ｷﾜｯﾄ以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付 ける場合	12ｷﾜｯﾄ以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式					12ｷﾜｯﾄ以下	—	4.5	4.5	4.5
		以 外	密 閉 式	常圧貯蔵型			12ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬 間 型	調理台型	12ｷﾜｯﾄ以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据 置型	12ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			屋外用	フードを付 けない場合	12ｷﾜｯﾄ以下	60	15	15	15			
				フードを付 ける場合	12ｷﾜｯﾄ以下	15	15	15	15			
		燃	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付 けない場合	7ｷﾜｯﾄ以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付 ける場合	7ｷﾜｯﾄ以下	10	4.5	—	4.5		
				瞬 間 型	フードを付 けない場合	12ｷﾜｯﾄ以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付 ける場合	12ｷﾜｯﾄ以下	10	4.5	—	4.5		
			半 密 閉 式					12ｷﾜｯﾄ以下	—	4.5	—	4.5
			密 閉 式	常圧貯蔵型			12ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬 間 型	調理台型	12ｷﾜｯﾄ以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据 置型	12ｷﾜｯﾄ以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用	フードを付 けない場合	12ｷﾜｯﾄ以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付 ける場合	12ｷﾜｯﾄ以下	10	4.5	—	4.5			
	液体 燃料	不 燃 以 外					12ｷﾜｯﾄ以下	40	4.5	15	4.5	
		不 燃					12ｷﾜｯﾄ以下	20	1.5	—	1.5	

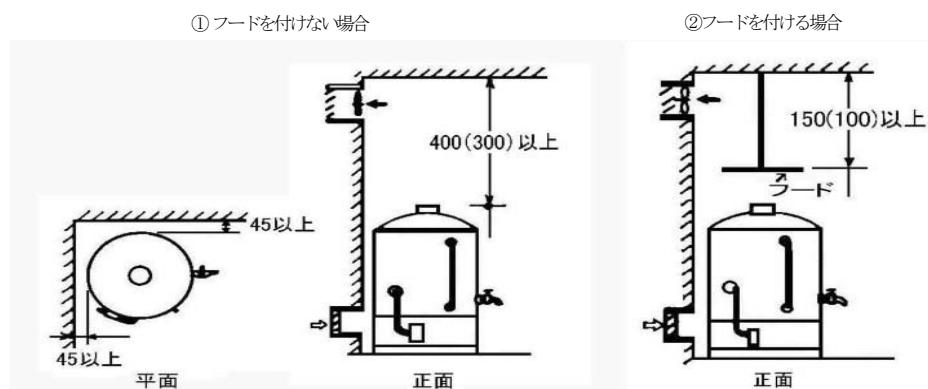
備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

2 設置例

(1) 気体燃料を使用する簡易湯沸設備と建築構等との離隔距離の例（単位：mm）

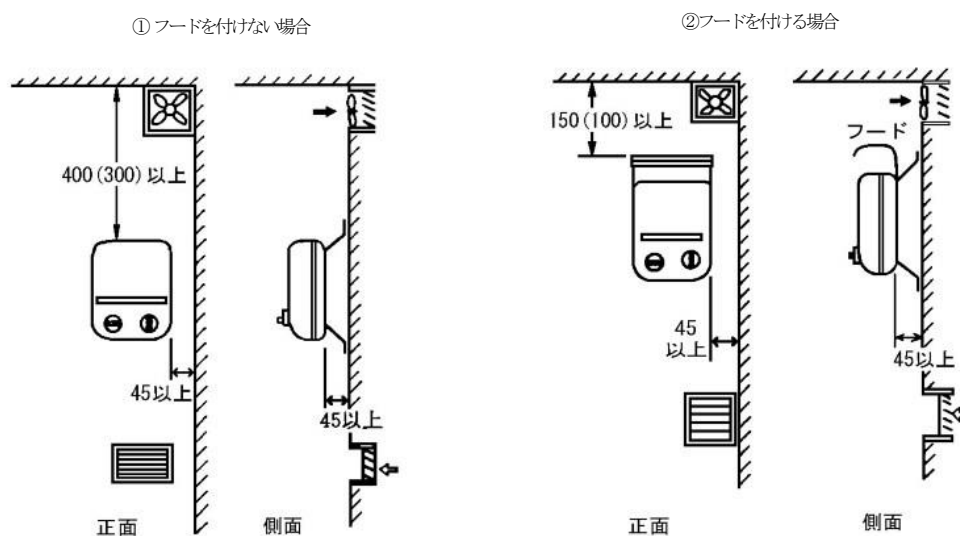
ア 開放式・常圧貯蔵型（7キロワット以下）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

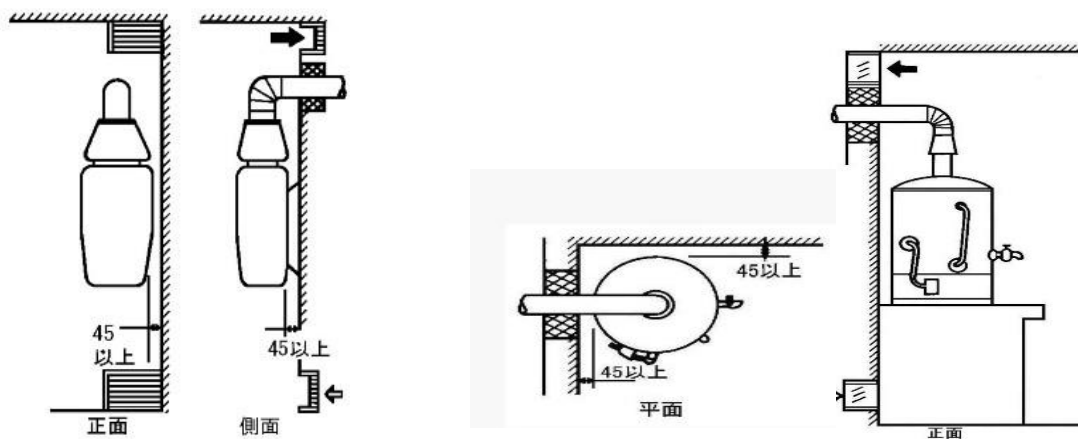
イ 開放式・瞬間型（12キロワット以下）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

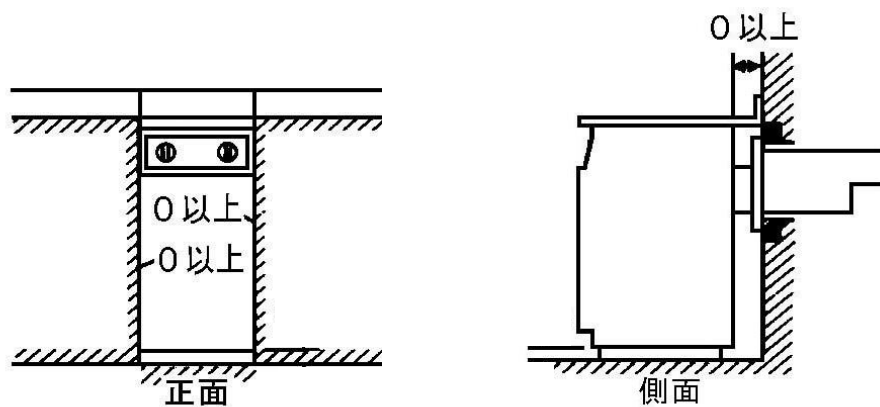
【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

ウ 半密閉式（12キロワット以下）



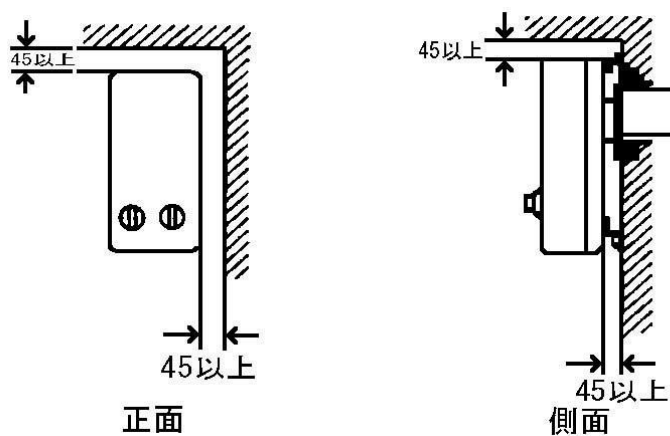
【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

エ 密閉式・瞬間型（12 キロワット以下で調理台型）



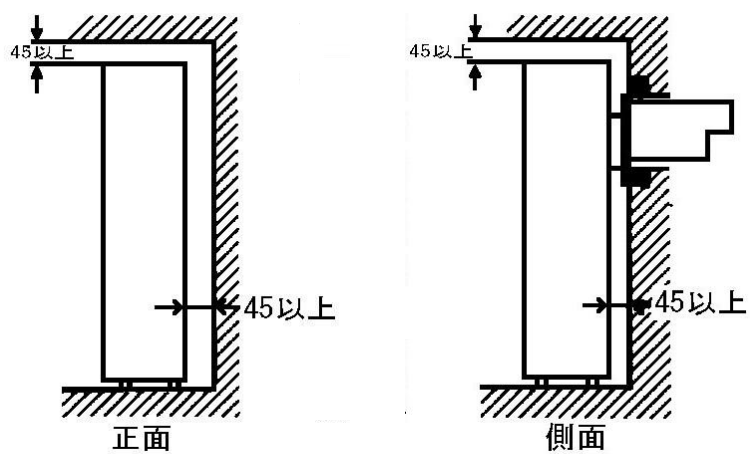
【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

オ 密閉式・瞬間型（12 キロワット以下で壁掛け型）



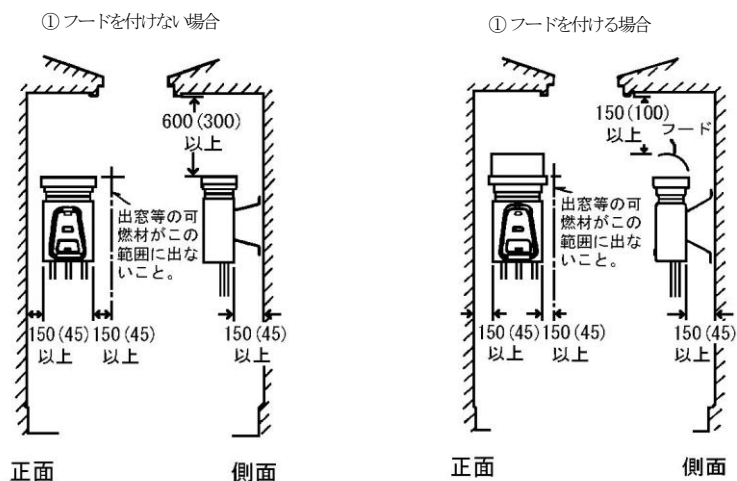
【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

カ 密閉式・瞬間型（12 キロワット以下で据置型）



【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

キ 屋外用（12キロワット以下）

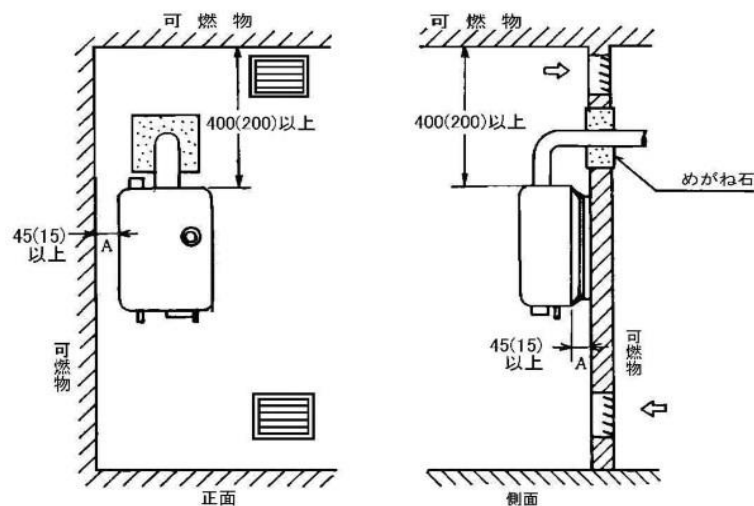


（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

（2）液体燃料を使用する簡易湯沸設備と建築構等との離隔距離の例（単位：mm）

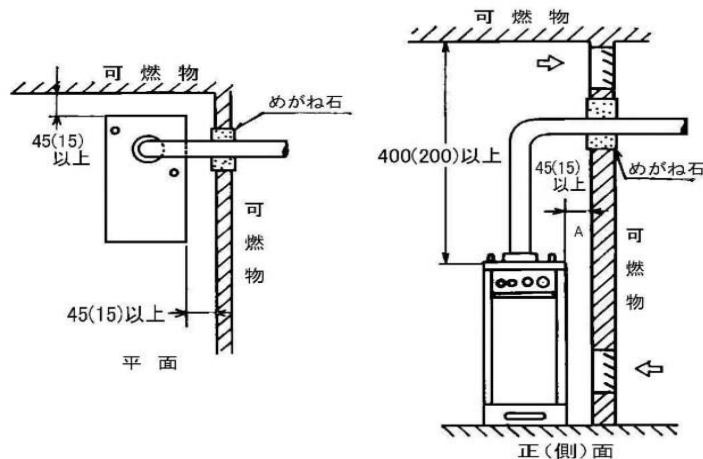
ア 壁掛型



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

イ 据置型



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

A寸法は、基準では4.5cm以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

- 3 条例第3条（炉）の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第6号及び第10号から第14号まで、第2項第5号並びに第3項を除いて、簡易湯沸設備に準用されることを規定している。このうち、同条第1項第18号の準用については、内部の燃焼状況が見えるようにすることは必要であるが、配管については、熱の伝導その他による火災危険のおそれのない場合においては、必ずしも金属管によることを要しないものである。（表8－2参照）

表8－2 「簡易湯沸設備」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	1	可燃物品等からの条例別表第3又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		7	火災発生のおそれのある部分是不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造
	1	16	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の構造
		16の2	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の安全装置
		16の3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
		17	電気を熱源とする場合の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気を使用する場合の点検者の指定（告示第5号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		6	燃料タンクの転倒防止措置等
	4	－	液体燃料を使用する場合の構造及び管理